



八戸市子ども食堂等物価高騰対策 特別支援金の申請について

八戸市では、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けている子ども食堂等を運営する団体が安定的かつ継続的に活動ができるよう、当該団体に支援金を給付します。
なお、給付を受けるためには、**申請が必要**です。

申請期間

令和5年8月1日(火)～令和5年10月31日(火)

※上記期間を過ぎた場合は、申請を受付できません。

※郵送提出の場合は、消印日が申請期間内であることが必要です。

対象事業

(1)子ども食堂

広く地域の子どもを受け入れ、無料又は低廉で食事の提供を行うものをいう。

(2)八戸こども宅食おすそわけ便

子育て世帯に対し、食品等を配付する活動であって、社会福祉法人青森県社会福祉協議会から当該活動の実施主体として指定され行うものをいう。



支援金額

1団体につき **60,000円**

※1団体が対象事業(1)と(2)の両方を行っている場合でも、**1団体1回限り**の支給

手続きの流れ



- ①申請書等の提出（市による審査）
- ②給付決定通知を受領（随時支援金を振込）
- ③事業の新規実施または継続実施
- ④実績報告書の提出（※3月31日必着）

- 市ホームページ「子ども食堂等物価高騰対策特別支援金」にも詳細を掲載していますのでご確認ください。
- 申請書等の関係様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。
- 裏面の内容を確認して、申請書等を提出してください。
- 実績報告が必要となりますので、活動中の記録を忘れずにしてください。
- 不明な点は下記担当までご連絡ください。



【市HP】

子ども食堂等物価高騰対策特別支援金担当

八戸市 こども健康部 子育て支援課

〒031-8686

八戸市内丸1丁目1番1号 別館2階

電話：0178-43-9581

平日 8:15～17:00

Email：kosodate@city.hachinohe.aomori.jp



1 対象事業

支援金の給付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をそれぞれ満たす必要があります。

(1) 子ども食堂

- ア 市内で実施されていること
- イ 年6回以上、かつ概ね2か月に1回以上実施し、1回あたり児童5人以上を対象としていること
- ウ 主な利用者が18歳未満の子どもとその保護者であること
- エ 営利を目的とした事業ではないこと
- オ 令和5年度中に継続して事業を実施すること（申請後に開始・再開する場合も含む）

(2) 八戸こども宅食おすそわけ便

- ア 自ら主催する団体で、年6回以上実施していること
- イ 主な利用者が18歳未満の子どもとその保護者であること
- ウ 開催場所が市外である場合は、八戸市民を対象に加えて実施していること

2 対象団体

支援金の給付は下記のすべてを満たす団体が対象となります。

- (1) 「子ども食堂」又は「八戸こども宅食おすそわけ便」を運営している団体（NPO法人や企業、事業運営のための任意団体等）であること
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体ではないこと
- (3) 宗教活動、政治活動を行う団体ではないこと
- (4) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと

3 支援金額・実施要件

(1) 支援金額

1団体につき60,000円で、原則として口座振込で行います。

1団体が対象事業(1)と(2)の両方を行っている場合でも、**1団体1回限り**の支給です。

(2) 実施要件

年6回以上、かつ概ね2か月に1回以上の開催が条件です。

申請時に開催していない場合でも、年度内に6回以上開催する必要があります。

(3) 支援金の使途

対象事業であれば、食材費のみならずその他の経費にも使用できます。

4 申請方法

申請書様式に必要事項を記載し、担当課に**持参**または**郵送**により提出してください。

申請時に必要な書類

(1) 【様式第1号】給付申請書兼口座振替申出書

(2) 添付書類

① 活動内容が分かる書類

例：実施時の写真・パンフレット・周知チラシ・ホームページのコピーなど

なお、申請後に開催する等の理由で上記が準備できない場合は、団体の定款・会則等

② 振込口座の通帳の写し

※団体名義の口座が必要です

※上記以外に、必要に応じて追加の資料をお願いすることがあります。

5 実績報告

実績報告が必要となりますので、『開催回数・参加人数』など、活動中の記録を忘れずをお願いいたします。

【様式第4号】実績報告書に必要事項を記載し、**令和6年3月31日までに**提出してください。

なお、報告時には、**活動内容が分かる添付資料が必要**となりますので、パンフレット・周知チラシ・ホームページのコピーなどを添付してください。

6 その他留意事項等

- ・虚偽申請や実績報告書の提出がない等の理由により、給付決定の取消や返還請求を行う場合がありますのでご注意ください。
- ・本事業に関係した書類や帳簿等は、事業が完了する年度の翌年度から5年間は保存してください。

関係様式は、市のホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

▶ ▶ ▶市ホームページ「令和5年度八戸市子ども食堂等物価高騰対策特別支援金」▶ ▶ ▶

